

会 議 録

1 会議の名称	総務常任委員会
2 日 時	令和 元年 6月18日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 9時44分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7人)	中山真由美 土山由美子 米谷 政久 川添 康大 笈田 巖 相馬 欣行 館 大樹
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	参事(兼)次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第6号 伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情
結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【中山真由美議員】 おはようございます。ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第6号、伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情」を議題といたします。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【茅田巖議員】 「陳情第6号、伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情」に対して、意見を述べさせていただきます。

本市の情報公開条例では、「当該指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする」と記載されており、指定管理者は、自治会や任意の団体など小規模な団体の場合、対応が困難と推測されます。また、指定管理者が協定書などにより、必要に応じて指定管理者に提出を求めて取得した書類などは、市が所有する行政文書として、実施機関である市長などが情報公開を実施することができます。

よって、陳情第6号につきましては、不採択といたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも「陳情第6号、伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情」に対し、意見を述べさせていただきます。

今回の陳情要旨にあります「指定管理者の判断で、文書が公開されるか判断され、指定管理者として『非公開』、『一部公開』と決定しても、不服申し立てに当たる『審査請求』もできない」とありますが、伊勢原市情報公開条例の第26条で、「地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる者として市が指定する者は、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする」とあり、市と指定管理者が締結する指定管理業務に係る基本協定書に、情報公開についての規定を置くことになっており、これに基づき指定管理者は情報公開規定を整備し、保有する指定管理の業務に関する情報について情報公開に対応していて、そして、審査請求についても、公開請求に対する決定に不服がある場合は、実施機関に対して行政不服審査法に基づき審査請求をすることができると考えます。

よって、本陳情の要旨に当たらないと考え、陳情第6号は不採択といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、「陳情第6号、伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べます。

本陳情は、情報公開条例の実施機関に指定管理者を追加すること、または、市民協働課が検討していた指定管理者情報公開要綱を導入してほしいというものです。現在、伊勢原市の情報公開条例では、県内の厚木市、藤沢市のように、指定管理者は実施機関に含まれておらず、条例上、「指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする」という努力義務規定となっています。また、基本協定書にも、指定管理業務に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないと努力義務の規定が定められています。

伊勢原市が指定管理者を実施機関として位置づけしない理由としては、指定管理業務とそれ以外の活動の線引きが難しい、審査請求や訴訟等への対応の場合、自治会や任意団体など小規模な団体の場合、対応が困難などが挙げられています。

しかし、実際の対応となれば、全く市がかかわらないで対応することは考えにくいと考えます。一方で、秦野市や相模原市、海老名市、座間市、三浦市、南足柄市、逗子市などは、情報公開請求があった場合に、実施機関が指定管理者に対して文書の提出を求めなければならないと規定されています。伊勢原市からは、指定管理者との協定書で、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査し、または必要な指示をすることができる定められており、実務上は秦野市と同様の対応ができるとの説明もありました。しかし、文章上、「することができる」という文章は、言い換えれば、市長等の判断によっては、しなくてもよいとの解釈にもなります。

市民の立場から見ると、公の施設の管理運営について、自治体に情報公開条例の義務が及び、市民の権利が保障されることが必要であり、厚木市や藤沢市のように、指定管理者を情報公開条例上の実施機関とすることが最も望ましい対応であると考えますが、せめて、秦野市等と同様の対応ができるというのであれば、現実の実務に合わせ、その規定を条例上に位置づけていく必要があると考えます。

以上の理由から、本陳情の伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情については賛成の意見とします。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも、「陳情第6号、伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情」に対し、私の意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は、指定管理者が保有する文書の公開を求める場合、指定管理者の判断で公開、非公開が判断され、判断に対する不服申し立ての審査請求ができないため、制度改善を求める内容となっています。行政の監視機能を向上する意味合いにおいては、情報公開制度の環境を整える必要性は十分理解するところであり、我々議会、議員もその対象となりますが、情報公開制度を活用する一番近い位置にいるのも我々議員ではないでしょうか。

しかし、今回の陳情の内容をひもといてみると、現状の仕組みの中で十分対応できるものと理解いたします。まず、指定管理者の判断に対してですが、先ほども話がありました、伊勢原市情報公開条例第26条の中で、「公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定

管理者において管理しているものの公開に努めるものとする」と規定しています。この言い回しだと、努力義務だとも受け取れますが、この条例を補完する意味で、基本協定書の業務報告の聴取等の中で、市役所から必要な指示をすることができる旨の内容を結んでおり、情報公開に関し、市の関与、指導が入ることを契約時に確認しています。さらに、現在、指定管理者制度を導入している全ての施設が公共施設であり、問題が発生した場合の責任は、市が負うことになることから、解決に向けた動きは、当然、市の担当部署が窓口となり、文書公開制度条例や基本協定書に基づき、正しく運用されるものと判断できます。

また、今回の陳情は、2015年度に検討した指定管理者情報公開要綱の導入を求めています。この要綱は、庁舎内の運用を模索していたものであり、陳情者が求める情報公開に結びつくものではありません。さらに、検討の中で、要綱の運用まで必要性を見出すことができず、伊勢原市公の施設の指定管理者の情報公開の推進について、通知を出すことで処理がされています。

以上のことから、現段階でも必要な情報公開に十分対応できるものと判断することができます。さらに、伊勢原市において、指定管理者に対する情報公開の請求は、現段階までは提出されていません。また、陳情者が求める厚木市でも請求はありません。

以上の内容から、伊勢原市情報公開条例の改正まで求める理由を見出すことができず、本陳情に対しては不採択といたします。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 では、私も「陳情第6号、伊勢原市情報公開制度の改善を求める陳情」に対して意見を述べます。

民主的で開かれた社会を実現するためには、行政の情報が広く公開される必要があります。市民の知る権利を保障し、行政の情報を公開することを義務づけているのが情報公開制度です。伊勢原市情報公開条例第1条においては、市民の知る権利を尊重すること、公正で開かれた市政運営の実現等が高らかにうたわれています。

しかし、陳情提出者は、指定管理者が保有する文書の公開を求める場合、指定管理者として公開、一部公開と決定しても、不服申し立てに当たる審査請求ができないとのことで、①厚木市のように、情報公開条例の実施機関に指定管理者を追加し、市役所本庁の情報公開窓口で情報公開請求ができるようにしてほしい、あるいは、②2015年に伊勢原市情報公開条例所管課である市民協働課が検討していた指定管理者情報公開要綱を導入してほしいと、①か②のいずれかの実施を求めています。

それに対し、厚木市のように、伊勢原市が指定管理者を実施機関として位置づけることを採用しない理由を、本市は次のように示しています。ア、指定管理者は私的な団体で、指定管理業務以外に経済活動等を行っていること、イ、指定管理者を実施機関と位置づけると、審査請求及び訴訟の対応となることになり、負担が大きく、対応が困難であると推測されること、ウ、市との基本協定書におい

ては、指定管理の業務に関する情報について情報公開に対応していることを挙げています。さらに、秦野市のように書類提出を求める旨を条例で位置づけることは、協定書等により実務上は秦野市等と同様の対応であるとのこと。指定管理者を実施機関に定めてはいないが、公開請求があったときは、指定管理者に対し、その情報を実施機関に提出するように求めなければならないと、実質的な運営上では、提出者の求める内容は確保されているようです。また、これまで指定管理者への情報公開請求の実績はないとのこと。

実質、陳情提出者が求める内容は実施されているので、情報公開の改善は必要ないと言っているのでしょうか。しかし、情報公開制度は、国民の知る権利を保障するものであることを確認し、情報公開法を国民の知る権利を保障にふさわしい、充実した内容とする改正の方向性がうたわれています。その内容は、国民、市民の知る権利をさらに強化し、開示対象の拡大、明確化、開示手続の迅速化、強化、事後救済制度の強化です。そもそも日本においては情報公開の観念がないという指摘もあり、国民の知る権利が保障され、そのことが民主主義そのものを守るための規定といった認識は十分に行き渡っているとは言いがたく、公然と軽視されていることが問題となっています。都道府県における公文書館の設立も半分程度と、遅々として進んでいない現状です。市民にとって使い勝手のよい情報公開制度となるための改善を求める余地はあると考え、採択することに賛成いたします。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【中山真由美議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【中山真由美議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前 9 時 4 4 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和元年 6 月 1 8 日

総務常任委員会

委員長 中山 真由美